

別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ



婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



親子交流(面会交流)

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**親子交流(面会交流)**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、親子交流(面会交流)について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

・父母が離婚協議中などにより児童と別居していて、生計を同じくしていない場合、児童手当は、**児童と同居している方**に優先的に支給されます(※離婚協議中であることを証明する書類等が必要)。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。

・受給者変更の手続等の詳細は、お問い合わせください。

〈児童手当のHP〉 →



【子育て給付課 ☎0466-50-3580】※公務員の方は勤務先にご確認ください。

ひとり親家庭の相談窓口

・ひとり親家庭の母または父、これからひとり親になれる方の養育費や生活費、仕事、子どものこと、ご自身の不安なことなど、母子・父子自立支援員が暮らしに関わる様々な相談をお受けします。

〈ひとり親家庭相談

【相談時間】平日 8時30分～17時 ※原則予約制 ☎0466-50-3580 のHP〉 →

【相談場所】市役所本庁舎3階 子育て給付課 ※お電話での相談もお受けします。



市民相談窓口

・生活全般にかかわる相談に応じています。弁護士による法律相談もあります。相談は無料で、プライバシーは守られます。お気軽にご利用ください。

〈市民相談のHP〉 →

【相談場所】市役所本庁舎4階 市民相談情報課 ☎0466-50-3568

※法律相談は予約が必要です。相談時間等の詳細はHPでご確認ください。



DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。

〈神奈川県DV相談のHP〉 →

神奈川県配偶者暴力相談支援センター(県合同庁舎 2階) ☎0466-27-1111

藤沢市生活援護課 女性相談(市役所本庁舎2階) ☎0466-50-3572



※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります。

* 離婚を考えている皆さまへ *

子どもがいる方へ



〈離婚に関する法務省のHP〉
〈親権者、養育費の取決め方法や親子交流（面会交流）等について掲載されています。〉



○親権者

・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合っ**て決めましょう。

○養育費

・離婚後、離れて暮らすことになった親にも、子どもが自立するまで**養育費（生活費や教育費、医療費など）を支払う義務（生活保持義務）**があります。金額、支払時期、支払方法などを具体的に決めて、口約束ではなく、公正証書等の**法的効力のある文書**を作成しましょう。
・藤沢市では養育費の取決めに係る**公正証書等の作成費用の補助**があります。

〈養育費に関する
裁判所のHP〉 →



〈藤沢市養育費確保
支援事業のHP〉 →



○親子交流（面会交流）

・**親子交流（面会交流）**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。子どもの意思や心身の状況などを十分配慮して、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合**うようにしてください。

〈親子交流（面会交流）
に関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
・受け取れる金額等は、受給される方や同居の親族の所得、監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、お問い合わせください。

【子育て給付課 ☎0466-50-3580】

〈児童扶養手当のHP〉 →



※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください。

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →

・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。

・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。



年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →

・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。



《 問い合わせ先・参考情報 》

藤沢市の相談窓口について知りたい方やDVIにお悩みの方は、裏面もご覧ください。

法的トラブル
について



日本司法支援センター
（法テラス）

養育費・親子交流
に関する相談



養育費等相談
支援センターHP

離婚するときに
考えておくべきこと



法務省HP

ひとり親家庭への
支援策



ひとり親家庭さぽーと
ブック（藤沢市）

